

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

Present Situation and Problems in Management of Galapagos Islands as Heritage

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-04-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西原, 弘, 海津, ゆりえ メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00001707

「遺産」としてのガラパゴス諸島の生態系管理の現状と課題

西原 弘

有限会社サステイナブル・デザイン研究所

海津 ゆりえ

有限会社資源デザイン研究所

Present Situation and Problems in Management of Galapagos Islands as Heritage

Hiroshi Nishihara

Center for Sustainable Design, Ltd.

Yurie Kazizu

Earthwork, Inc.

本稿では、ガラパゴス諸島における遺産管理の担い手としての地域住民の位置付けについて考察を行った。ガラパゴス諸島は、世界自然遺産第1号でありながら、1990年代半ばには、観光の発展に伴って拡大した人間活動により危機遺産リスト入りの瀬戸際にあった。状況打開の決め手として制定されたガラパゴス特別法は、生態系と生物多様性維持のための管理体制を強化拡充する一方、地域住民に対し様々な優先措置を与えるものとなっている。

筆者は、ガラパゴス特別法の制定によって、ガラパゴスにおける自然保護は、地域住民と生態系の分離戦略から、16万人の居住人口を前提とした共生戦略に大きく転換したことを指摘している。また、その実行には“科学的共生”ともいべき方法論が必要であると結論付け、その具体例として、太平洋経済協力会議（PECC）日本委員会エコツーリズムプロジェクトによる提案を紹介した。

The authors made a consideration on the position of local people of Galapagos Islands in managing and maintaining world heritage. The archipelago was one of the sites inscribed on the World Heritage List first, but faced the crisis in mid- 90's to be inscribed on the list of World Heritage in danger, because of expanded human activities following tourism development. Enactment of the Special Law for Galapagos was expected to be a breakthrough of enhanced management system, and provided local people with various privilege.

The authors pointed out that by the new law, nature conservation in Galapagos Islands has changed its strategy from separation to cohabitation, accepting the fact of 16 thousands residence. Finally, the author concluded that effectiveness of the new strategy depends on the development of “scientific cohabitation” methodology such as the presentation made by JANCPECC Ecotourism Project.

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 1 世界遺産としてのガラパゴス諸島 | 5 遺産管理の担い手としての地域住民への注目 |
| 2 ガラパゴスにおける自然保護の危機 | 6 エコツーリズムと“科学的共生”への挑戦 |
| 3 危機の本質とガラパゴス特別法 | |
| 4 ガラパゴス特別法における地域住民の位置づけ | |

* key words: world heritage, ecotourism, Galapagos, sustainable development
 * キーワード：世界遺産，エコツーリズム，ガラパゴス，持続可能な開発

1 世界遺産としてのガラパゴス諸島

ガラパゴス諸島は、ガラパゴスゾウガメやイグアナ、鳥ごとに異なる嘴をもつフィンチといった独特の生態系を有し、ダーウィン進化論の着想を呼び、「生物進化の実験室」として知られる。この南米エクアドル国領のガラパゴス諸島は、1978年に世界自然遺産第1号に指定された。正確には、1978年9月にワシントンで開催された第2回世界遺産委員会において、7カ国12地域の候補地を世界遺産リストに記載することが決定されたが、その1つにガラパゴス諸島 (Galapagos Islands) が含まれていたものである (陸域のみ)。

また、2001年12月には、ヘルシンキで開催された第25回世界遺産委員会において、ガラパゴス海洋保護区 (Galapagos Marine Reserve) を、旧来の世界自然遺産ガラパゴス諸島に追加することが決定された。ガラパゴス海洋保護区を含めた世界自然遺産としてのガラパゴス諸島は、世界自然遺産の登録基準4項目¹⁾のすべてを充足することが認められたものである。

この間、1994年の世界遺産委員会ではガラパゴス海洋保護区の世界自然遺産への追加が検討されたが、むしろ、過剰な漁獲と不法漁業、人口増加と陸上・海洋両面での観光による人為的プレッシャー、管理能力およびインフラ面の不備、外来動植物種の影響といった脅威が指摘され、保留扱いとなった。

さらに1995年、1996年の世界遺産委員会ではガラパゴス諸島の危機遺産リストへの記載が検討されたものの、1997年の世界遺産委員会において、ガラパゴス特別法の制定を条件に危機遺産リストへの記載を行わないことが決定された。この決定は、委員会後直近の事務局会議までにガラパゴス特別法 (The Special Law for Galapagos, 詳細は後述) の制定・施行がエクアドル政府より報告されない場合には、ガラパゴス諸島を危機遺産リストに記載するという極めて厳しい条件を課すものであった。

すなわち、「生物進化の実験室」「世界自然遺産第1号」「エコツーリズム先進地」などとして世界に知られるガラパゴス諸島であるが、1990年代半ばには自然保護上の切迫した危機に直面していたことが、このような経緯からうかがい知ることができる。

幸いなことに、1998年3月にガラパゴス特別法は制定された。2001年第25回世界遺産委

員会でのガラパゴス海洋保護区の自然遺産への追加は、この立法措置を踏まえてのものである。しかしこの決定に際して、世界遺産委員会は、エクアドル政府に対し、ガラパゴス特別法（詳細は後述）に基づく規制をできる限り速く実施に移すこと、また、2002年後半にその施行状況をレビューする視察団を招くよう要求しており、依然として、ガラパゴスの自然保護が予断を許さない状況にあるとの認識を示したのである。

2 ガラパゴスにおける自然保護の危機

それでは、ガラパゴスにおける自然保護の危機とはどのようなものであろうか。前述のように、1994年の世界遺産委員会では、①過剰な漁獲と不法漁業、②人口増加と陸上・海洋両面での観光による人為的プレッシャー、③管理能力およびインフラ面の不備、④外来動植物種の影響の4点が、具体的な脅威として指摘された。

以下、これらの事実関係について、太平洋経済協力会議日本委員会（以下、「JANCOPECC」）エコツーリズムプロジェクトチームによる「太平洋地域島嶼部における自然環境保全型地域活性化プロジェクトの支援」事業（事業環境事業団地球環境基金助成事業）²⁾において得られた知見をもとに示すこととする（筆者らは、本プロジェクトのメンバーとして1999年・2000年の現地調査に参加し、報告書のとりまとめを行った）。

(1) 過剰な漁獲と不法漁業（overfishing and illegal fishing of a wide range of species）

1990年代半ばにおいて顕著な社会問題として現れたのが、ガラパゴス諸島沿岸海域におけるナマコの乱獲とこれをめぐる社会的紛争である。従来、ガラパゴスにおける漁業は生業的なものであったが、この時期、中華食材としての乾燥ナマコを求めてアジアから買い付け業者が入り込み³⁾、根こそぎといってもいいほどの資源収奪が行われることとなった。ナマコ漁の正確な開始時期についてはヒアリング対象者によって答えが異なるものの、少なくとも1992年には大々的に行われるようになっていたようである。ナマコ漁については、ナマコの乱獲による海洋生態系への影響だけでなく、ナマコの乾燥のための燃料としてのマングローブの伐採（現在はディーゼルに移行）、漁民が持ち込む外来種の拡散といった陸域生態系への影響も懸念される。

1994年になって、ガラパゴス国立公園管理局（GNPS）が、漁期と水揚高についての規制を設けたが、これに対する漁民の反発は大きく、翌年には漁民による暴動が発生した。この後数年間、漁民とGNPSおよびチャールズ・ダーウィン研究所（CDRS）の間の摩擦が続くこととなる（漁業規制は現在、ナマコのほか、ロブスター、バカラオ（白身魚）について設定されている）。

一方、ガラパゴス在住者による沿岸漁業とは別に、大陸資本、外国資本によるガラパゴス海域における大規模な産業漁業も大きな問題となっている。海洋保護区は海岸から

40海里という広大な領域であるが、監視体制は行き届かず、地元漁民の不満・不公平感を募らせる一因ともなっている。

(2) 人口増加と陸上・海洋両面での観光による人為的プレッシャー (human pressures from the local population and tourism both terrestrial and marine resources)

歴史上、ガラパゴス諸島の発見は1535年、スペイン人によるものとされる。その後300年ほどは、海賊船の隠れ家や捕鯨船の退避地としての使用、ガラパゴスゾウガメやオットセイ捕獲といった人為的活動が行われたものの、人類の定住が本格的に始まるのは19世紀の入植活動以降である。ただしこの入植活動も失敗に帰することが多く、20世紀半ばに至ってもガラパゴス諸島での生活は極限状態であった(詳しくは伊藤 2002)。

1950年時点での人口はわずか1,346人であった。しかし、その後人口は加速度的に増加し、1982年には6,119人、1990年には9,785人、1998年には16,109人となっている。約50年間で実に12倍、1980年代～90年代の20年弱だけで1万人もの増加である。

このような急激な人口増加の主要因は社会増、すなわち大陸からの移民であり、人口吸引力となったのが観光産業の発展である。1960年代まではガラパゴスを訪れる観光客は数千人規模であったが、1970年代末には1万人を上回るようになっており、1986年に2万人、1987年に3万人、1988年に4万人をそれぞれ突破、その後1992年まで停滞した後再び増加を始め、1994年に5万人、1996年に6万人を突破した。2001年には7万人を大きく上回っている。

このように、1980年代後半、および1990年代半ばにおける観光産業の発展が雇用機会を求めての移民を吸引したと考えられる。ただし、現在においては自然増が社会増を上回るようになってきている。

(3) 管理能力およびインフラ面の不備 (inadequate management capacity and infrastructure)

ガラパゴスの国立公園化は1959年であり、領域の確定(陸域の97%)は1969年、最初の管理計画の策定は1973年であった。その後、80年代に国立公園管理計画の改訂、海洋保護区の指定が行われた。

ガラパゴス観光の本格化は、ガラパゴス国立公園の管理と一体となって1970年前後から始まった独特の観光システムの確立と軌を一にしており、JANCOPECCエコツーリズムプロジェクトは、このシステムを「管理型観光」と呼んでいる。

「管理型観光」は、①利用ゾーニング、②ナチュラリストガイドの資格制度、③観光船の登録制度、④公園入園料の徴収、の4つを柱とし、CDRSの科学的調査・研究にもとづくアドバイスを受けながら、GNPSが観光活動の規制を行うものである。

前記のような急激な観光産業の発展と人口増加は、こうした管理体制の確立後のこと

であった。ごみ処理・上水供給・下水処理といったインフラ面についても、数千人規模の居住人口を前提としたものであって、1990年代における経済的な意味での生活水準の向上とは裏腹に、量的に不足を来たし始めたと考えられる⁴⁾。

(4) 外来動植物種の影響 (adverse impacts of introduced animals and plants)

ガラパゴス諸島の生態系は、動植物の固有種率の高さによって特徴付けられる。すなわち、ガラパゴスにおいてしか見られない動植物種が多いということである。また、ダーウィン・フィンチの嘴やガラパゴスゾウガメの甲羅の形状に典型的にみられるように、諸島内の島相互間での多様な種分化も大きな特徴である。固有種の多さは、ガラパゴス諸島が500万年程度といわれる地質学的には新しい島々から構成され、南米大陸から1,000 kmという隔絶した地理的条件にあることによる。

人類による発見以降も、この地理的隔絶という条件に守られ、19世紀までに確認された外来動植物種は20種にも満たなかった。しかし、20世紀に入って次第に人間活動が活発化するにつれて外来動植物種は増加し、1980年代までに160種が確認されるに至った。1998年時点では、その数は470種にまで達しており、わずか10年あまりで300種以上の外来動植物種が移入されたこととなる。

外来動植物種のうち、農作物を除けば最も象徴的なものがヤギである。元々、食糧自給と現金収入のために導入されたヤギであるが、瞬く間に野生化し、現在では数十万頭ともいわれる大群となって、植生を食べ尽くし、ガラパゴスゾウガメやリクイグアナの生息を脅かすに至っている。このように、人間が意図的に持ち込んだ動植物に加え、居住人口の増加に伴って増大した物資の移入に付随してガラパゴスに侵入する外来種の増加が大きな問題となっている。

3 危機の本質とガラパゴス特別法

前項では、1994年の世界遺産会議において指摘された4つの脅威に即して、事実関係を概観した。ここで明らかなのは、4つの脅威のすべては相互に関連しあっており、その根源には、2番目に挙げられている人口増加を導いた観光産業の発展があるということである。

しかしながら、観光産業が直接的にガラパゴスの生態系に与えるインパクトそのものは、我々が「管理型観光」と呼ぶシステムの下、極めて厳格な規制に基づいて的確に管理されている点⁵⁾は正しく認識しておく必要がある。

4つの脅威は、むしろ、観光産業の間接的影響、すなわち、人口増加に由来する生態系へのインパクトの増大と多様化、および社会的問題の顕在化として考える必要がある。

端的に言えば、人口が少なかった時代に仕組みが確立した、陸域の97%を占める国立

公園区域内の自然保護と、保護された生態系を資源とした観光産業の発展は成功したが、国立公園区域外である陸域の3%を占める居住区域と、管理制度の整備が遅れた海洋保護区における自然保護において、人口増加による綻びが顕在化したのである。

したがって、1994年の世界遺産委員会が、4つの脅威に対処するために、以下のような対策の必要性を指摘したことは極めて合理的であると考えられる。すなわち、①管理能力の増強 (augmenting management capacity)、②組織間協力の促進 (encouraging institutional cooperation)、③法的措置の強化 (stepping up law enforcement)、④海洋保護区における資源利用の持続可能性に関する調査の実施 (conducting research on sustainability of resource use in the Marine Reserve) である。

最終的にガラパゴス諸島の「危機遺産リスト入り」を回避する決定打となったガラパゴス特別法第2条では、エクアドル国の行政区域である「ガラパゴス州」における施策立案の基準と原則、その実行のための制度的枠組み、居住制度、住民に対する教育・保健制度、諸産業に対する規制等を定めている。

チャールズ・ダーウィン財団 (CDF: CDRSの母体) は、その成立を受けて、1998年4月にコメントを発表している。その冒頭部分における総評として、以下のように述べられている (現地調査時にCDRSより入手した英語の原文を筆者が訳したもの)。

ガラパゴス特別法は、特に、諸島内の居住に対する管理、居住地域の環境管理の改善、保護地域と居住地域間の政策連携、外来種の移入に対するより厳しい制限、教育・訓練の改善に対するインセンティブ、旅行者の国立公園入園料の国立公園と地方自治体のへの配分の保持、及び拡大された海洋保護区の新たな法的・組織的管理の枠組みを提供するものである。

CDFはアドバイザーとしてガラパゴス特別法の立法過程に参画し、また、同法にもとづいて設置される政策調整機関であるINGALAという公的組織の理事会に、CDRSが参加している (発言権はあるが投票権はない)。ガラパゴス特別法の制定・施行にかかる当事者の一員として位置づけられるCDFより、上記のように、居住地域と海洋保護区に対する管理の充実を歓迎する趣旨のコメントが発せられていることに注目したい。

ただし、ガラパゴス特別法については、制定・施行は行われたものの、規制内容を具体化する政令レベルでの合意形成が進んでいない。2002年の世界遺産委員会においても、この点を指摘し、エクアドル政府に対して規制の具体化を促している。

4 ガラパゴス特別法における地域住民の位置づけ

JANCPCECCエコツーリズムプロジェクトの現地調査において、ヒアリング対象者の立場に関わらず最も頻繁に出会った言葉が「地域住民の参加 (Local Participation) が重要だ」というものである。逆に言えば、このことから、「地域住民の疎外」といえるような

一般的状況が存在した（存在する）ことがうかがえる。

ガラパゴス特別法においては、ガラパゴス州の居住制度という章を特別に設けて、居住者の定義づけを行い、経済活動等の面で居住者に優先的な地位を与えている。そこで、ガラパゴスにおける地域住民の「参加」ないし「疎外」の状況について整理した後に、ガラパゴス州の居住制度の詳細をみることにする。

(1) 制度的条件

ガラパゴスにおける自然保護の制度的基盤は、国立公園制度である。陸域の97%が国立公園区域であることは前述したが、国立公園区域内はさらに大きく4種類のゾーニングが行われている。

①厳正保護区域は、高度な研究の場合のみ立ち入り可能である。②原始区域は、国立公園区域の大部分を占め保護活動の主要な対象である。③特定利用区域は、岩石・土砂の採取、空港等の公共施設やGNPS・CDRSの施設等の立地が可能である。④探訪者区域は、観光客が立ち入ることができ、限定利用地区、集中利用地区、レクリエーション地区に分けられる。

現地住民が自由に立ち入ることができるのは④探訪者区域内のレクリエーション地区と居住地域のみである。限定利用地区や集中利用地区へはライセンスを得た観光船に乗船しなければ交通手段がないため、住民自身が観光客とならなければ行くことはできない。すなわち、地域住民が観光資源としてのガラパゴスの生態系に接する機会は制度的に極めて限定されていると考えられる（ただし、地域住民の実際の行動範囲については未確認のため、今後の調査の課題としたい）。

(2) 経済活動

ガラパゴスにおける経済活動の主役は言うまでもなく観光産業である。その発展が人口吸引力となったことは既に述べた。しかし、観光産業に雇用機会を求めてきた移民には、観光産業において必要とされる言語能力や接客スキルといった基本的リテラシーがないことが多いため、思うような就業機会が少ないのが現実である（観光客の主要層が欧米の富裕層で、英語・ドイツ語・フランス語等での会話能力が不可欠であるが、住民はスペイン語しか話せないなど）。

また、制度的条件とも関係するが、ガラパゴス観光において重要な役割を占めるナチュラルリスト・ガイドの資格条件は厳しく、3段階あるガイド資格のうち、最もレベルの低いローカル・ガイド（バス・タクシーの運転手等が対象）以外は現実問題としてハードルが高い。実際には、観光船の乗組員⁹⁾や土産物・飲食店といったガラパゴス観光の周縁的職業が現地住民にとって可能なものである。

観光船についても、ライセンスを持つ80隻強の多くが外国もしくは大陸の資本の所

有・経営になるもので、1990年代には、現地住民の小型船のライセンスを買い集めて1隻の大型船を仕立てる「フュージョン」と呼ばれる手法が取り入れられ、さらにその傾向が強まるという現象が生じた。

1990年代に漁民による乱獲・暴動といった問題が顕在化したのが、実は、漁民と呼ばれる人々のうち、元々から漁業に従事していたのではなく、他に職がないためいわば「にわか漁民」となった者が数多くいる。ガラパゴスで漁業を営むには、諸島内の漁業組合（現在は4つある）に加入した上で、GNPSからライセンスを得る必要がある。その数は、1971年には160人であったが、2000年には682人となっており、やはり、1990年代の増加が著しい。

さらに、前述のナマコ漁についてみると、ガラパゴス漁民は水揚を大陸資本の仲買人に販売するしかなく、2000年の漁期には合計で360万ドルの乾燥ナマコの販売額があったと推定されているが、ガラパゴス漁民の手に渡ったのはその半分程度とみられている（CDRS フランス研究員による）。

(3) ガラパゴス特別法における居住制度⁷⁾

ガラパゴス特別法では、第24条～第31条までの8ヶ条において、居住制度を定めている。第25条で、ガラパゴス州の居住者は①永住者、②一時的居住者、③観光客と通行者の3区分に分けられている。

第26条において規定されている永住者の条件は3通りである。まず、①永住者である父母の子としてガラパゴス州に生まれた者。次に、②永住許可を与えられ、法に従って認められた婚姻関係を維持しているエクアドル人または外国人。またはそのガラパゴス州永住者の子供。最後に、③永住許可を与えられ、ガラパゴス州に5年以上続けて住んでいるエクアドル人または外国人である。なお、ガラパゴスに居住しているが、③の条件を見たしていないエクアドル人と外国人は、一時的居住者とみなされ、5年間を過ぎた時点で永住者となるかどうか選択することができる。

第27条において規定されている一時的居住者の条件も3通りである。まず、①公の職務、軍事、文化、学校、技術、スポーツ、科学、専門的職業、宗教活動などで活動する人々である（それぞれの活動を続けている間）。次に、②1年間（延長される可能性もある）雇用関係を結び労働をしている人々。それぞれの規則に従って、契約期限の満了によって一時的居住を失効する。最後に、③関連する法律の条件の上での婚姻にもとづく配偶者と、一時的居住者の夫婦の間に生まれた子供である。

したがって、これらの条文を素直に解釈すれば、ガラパゴス特別法以降、一時的居住者の規定により、あらかじめガラパゴスにおいて職を確保していない者のガラパゴス諸島への移住は原則として認められないこととなり、移民による人口の社会増に対する歯止めがかけられていることがわかる。

また、観光客と通行者は、ガラパゴス諸島内での営利活動、1年間に90日以上滞在することが禁止されている（滞在については例外として1回は更新することができるとされている）。一時的居住者は島に入る動機となった活動を行うことができるとされている。したがって、ガラパゴス諸島内における一般的な就労機会は、基本的に、永住者のみに与えられていることとなる（以上、第28条・第30条）。居住者に対する教育・保健制度に関する諸規定は第32～38条で示されている。

このほか、漁師の必要条件として永住者の資格を持つこと（第43条）、地域コミュニティの参加を伴う観光の振興（第48条）、島内生産農作物の観光産業への供給・外部より移入する農産物の削減（第53条）、ガラパゴス州における手工芸品の商品化の独占（第60条）、永住者に対する金融機関の優先的な信用の付与（第66条）、といった具合に、永住者に対する産業面での優遇が随所に盛り込まれている。

ただし、そうした永住者による産業活動の前提条件として、第2条に示されるガラパゴス州における施策・計画立案の原則（生態系保全を前提とした持続的開発、外来動植物種の進入防止等）があり、個々の産業について、改めてその基準との整合性を確認する条文が盛り込まれている。

5 遺産管理の担い手としての地域住民への注目

以上、世界遺産としてのガラパゴス諸島が1990年代に経験した危機の実態と、その危機を克服するための処方箋として制定されたガラパゴス特別法について、とくに地域住民の位置づけ・役割に着目して整理してきた。

ガラパゴス諸島の人類史上の発見は1535年であり、本格的な定住活動は19世紀に始まり、20世紀後半に至って自然保護と一体となった管理型観光の発展に伴って居住人口が爆発的に増加した。

ガラパゴスという遺産の管理の担い手は、世界遺産の定義に値するということを前提とすれば人類全体であり、世界遺産リストに登録されているという事実を踏まえれば保護に責任を負うエクアドル政府であり、国立公園制度の管理実態を踏まえればGNPS・CDRSおよび多数の国際機関である。1980年代までは、ガラパゴスの自然保護は、この3層構造で理解することができた。

ガラパゴスでは、陸域の3%という狭い区域内に住民の活動領域を限定することによって、97%の区域における自然保護の成果を挙げ、それを資源とした観光産業の発展を可能にし、ある意味で保護と開発の同時達成が実現したといえる⁸⁾。

しかし、現実には陸域の3%における居住人口の爆発が陸域の97%と海洋の生態系保全を危機にさらすに至り、1990年代になって保護か開発かというトレードオフの状況が発生した。このときに世界遺産委員会・エクアドル国政府・現地で保護活動を行う諸機関

が行った選択、すなわちガラパゴス特別法の制定は、16万人を超えるに至った居住人口を自然保護の敵として削減あるいは排除することではなく、むしろ味方として受け入れ共生を可能にしようという大きな戦略の転換であったと理解することが可能であろう。

しかしこの「共生戦略」を実現する上で、大きな問題となるのが、地域住民の居住歴の浅さである。図1に1998年時点の居住歴別人口構成を示す。ガラパゴス特別法の規定に基づいて、永住者として取り扱われる人口（原住34%+旧移民41%）が全体の75%、一時的居住者として取り扱われる人口（新移民）が25%である。ガラパゴス生態系の中で生まれ育ったかそうでないかという観点からみれば、原住34%に対して新旧移民は計66%となる。

ガラパゴスで生まれ育ったといえる原住人口でさえ、先祖代々の居住歴をもつわけではなく、せいぜい20世紀前半まで2~3世代ほどしか遡ることができない上に、ガラパゴス以外で生まれ育った新旧移民が全人口の3分の2を占めるのである。

図2に島別にみた場合の1998年時点の居住歴別人口構成を示す。ガラパゴス諸島の有人島3島のうち、サン・クリストバル島（5,474人）およびイサベラ島（1,469人）では、原住人口がそれぞれ48%、43%で最も多く、旧移民35%程度、新移民20%程度の順となっている。しかし、新旧移民を合計すると過半数を占める。これに対し、サンタクルス島では旧移民が46%で最も多く、原住28%と新移民27%がほぼ拮抗している。新旧移民を合計すると72%となる。ガラパゴス観光の中心地であるサンタクルス島において移民が最も多いのは当然ともいえる。

6 エコツーリズムと“科学的共生”への挑戦

居住歴という観点からガラパゴスの人口構成を見た上で、今後の共生戦略を考えるならば、環境教育が最重要の課題となることは火を見るよりも明らかであるといっていよいであろう。実際、CDRSは、すでに3島にそれぞれ環境教育センターを設置し、女性および子供を主な対象とした環境教育に着手している。また、現在、国際協力事業団において、ガラパゴス諸島の海洋保全を目的とした国際協力の計画・具体化が進行しているが、地元住民によるエコツアーの実施支援等、地元住民に着目したプロジェクトが採り入れられようとしている。

また、ガラパゴス特別法が法律上明記し、現地の各機関が異口同音に唱えるように、主要産業である観光産業への地域住民の参加の促進が、ガラパゴスの自立的経済発展にとって必要不可欠であることも明らかである。

この両者を組み合わせたエコツーリズムの育成が、共生戦略を具体化する、唯一ではないにしても重要な方法論となることもまた、異論のないところであろう。

ただ、世界のモデルたるエコツーリズム先進地とされてきたガラパゴスであるが、そ

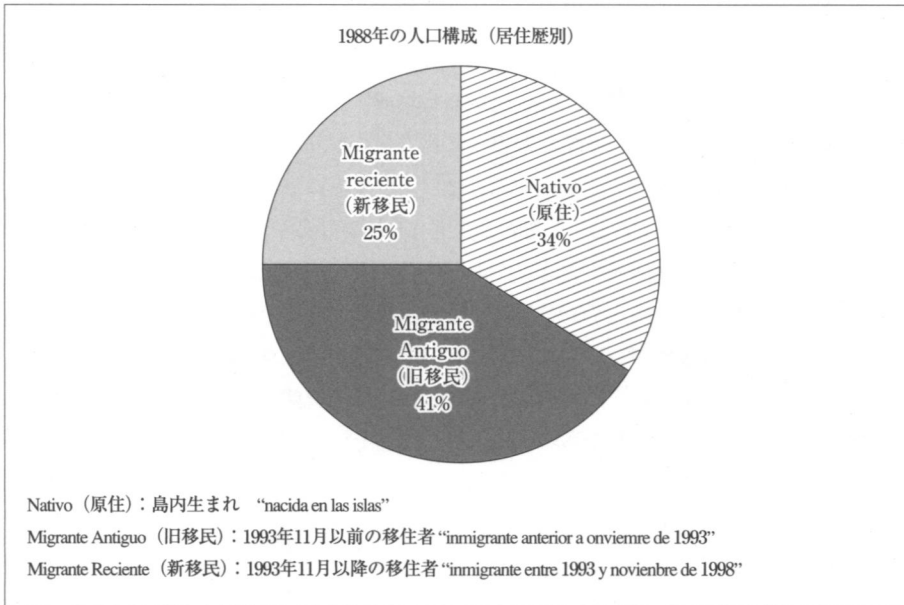


図1 1998年の人口構成 (居住歴別)

資料: WWF, Fundacion Natura, “INFORME GALAPAGOS 1999-2000” より作成。

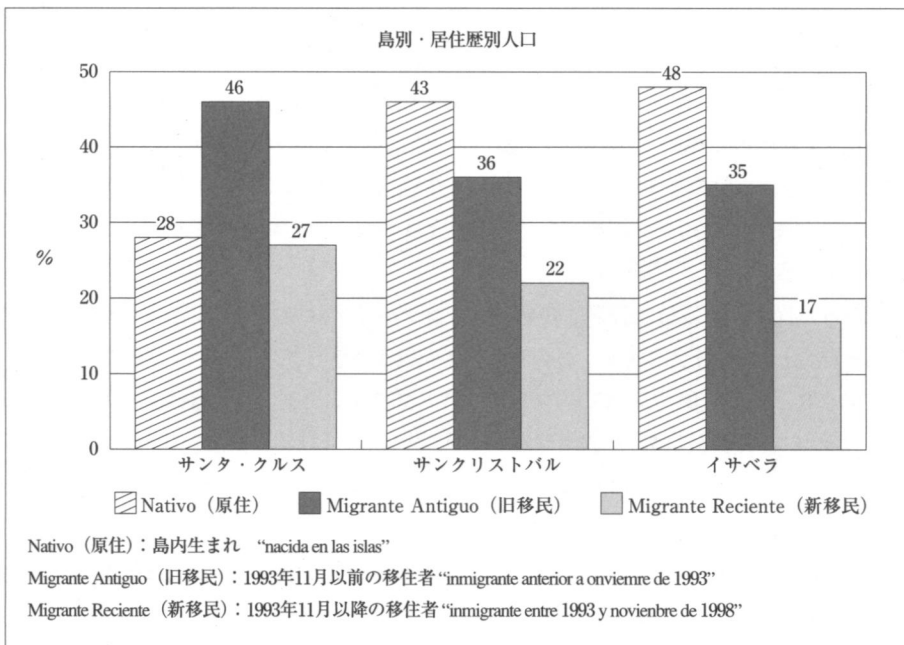


図2 1998年の人口構成 (島別・居住歴別)

資料: WWF, Fundacion Natura, “INFORME GALAPAGOS 1999-2000” より作成。

の社会状況から考えると、他のエコツーリズム実践地域とは逆の手順を必要とすると考えられる。

すなわち、古くからの人間居住の歴史がある地域においては、多かれ少なかれ、自然資源と不可分のものとして存在する歴史・文化資源を掘り起こすことで、エコツーリズム開発を行うことが可能であるし、そのことによって単に自然資源に依拠するだけのネイチャーベースドツーリズムと一線を画し差別化を図ることができる。

あるいは、例えば南極観光のように、人間居住のない地域におけるネイチャーベースドツーリズムであれば、観光活動を適切に管理すればよく、そもそも人間居住と生態系の共生戦略を考える必要がない。これは、人口爆発以前のガラパゴスの保護戦略を突き詰めた場合の姿でもある。人口の増加がなければ、管理型観光は持続可能な開発のひとつの理想的なモデルとなったであろう（人口の増加そのものは、管理型観光そのものの欠陥や限界というよりは、それと組み合わせるべき人口政策・移住管理政策の欠如によるものといえる）。

現在および今後のガラパゴスにおいて必要とされているのは、もはや単純な人口抑制策ではなく、16万人もの居住人口と将来における人口増（年率6%程度の増加率が続くと仮定すると、2010年には3万人に達する）を受容する共生戦略である。しかし、共生戦略において頼るべき歴史・文化資源はガラパゴスにはなく、これから創出しなければならない。しかも、そのプロセスは、どの地域においても過去の長い歴史の中で行われてきたわけであるが、ガラパゴスにおいては、長い歴史を待つことは許されず、現存世代において成し遂げなければならないという厳しい条件が課せられている。

具体的に言えば、ガラパゴス特別法第2条の施策・計画立案の原則の第一番目には、「進化のプロセスの維持」「大陸と諸島の間、諸島内の島々の間での遺伝子の隔離」を「人間による最小限の干渉のもと」で行い、「生態系と生物多様性を維持」するべきことが掲げられている。この原則を厳しく守ろうとすれば、試行錯誤の繰り返しは許容されないであろう。

CDRSに代表される自然科学的知見と、エコツーリズム発展モデルという社会科学的知見を総合した、「科学的共生」ともいうべき取組がガラパゴスにおいては必要である。このような意味で、JANCOPECCエコツーリズムプロジェクトの報告書は、そのタイトルを「ガラパゴス諸島における固有生態系と人間居住の『科学的共生』に向けての挑戦」とし、他地域での経験から得られたエコツーリズム発展モデルに基づく戦略的テーマの設定と具体的なプロジェクトの提案を行った。ここでは図3に全体フレームを紹介するととどめ、詳細は省略するが、今後、GNPS・CDRS等の現地機関との連携を維持し、実行に移せれば幸いであると考えている。

なお、ガラパゴスにおいてはこれまで詳細かつ膨大な生物学的、生態学的調査・研究の蓄積があるが、そこに住む人間に注目した社会科学的調査・研究はこれからである。

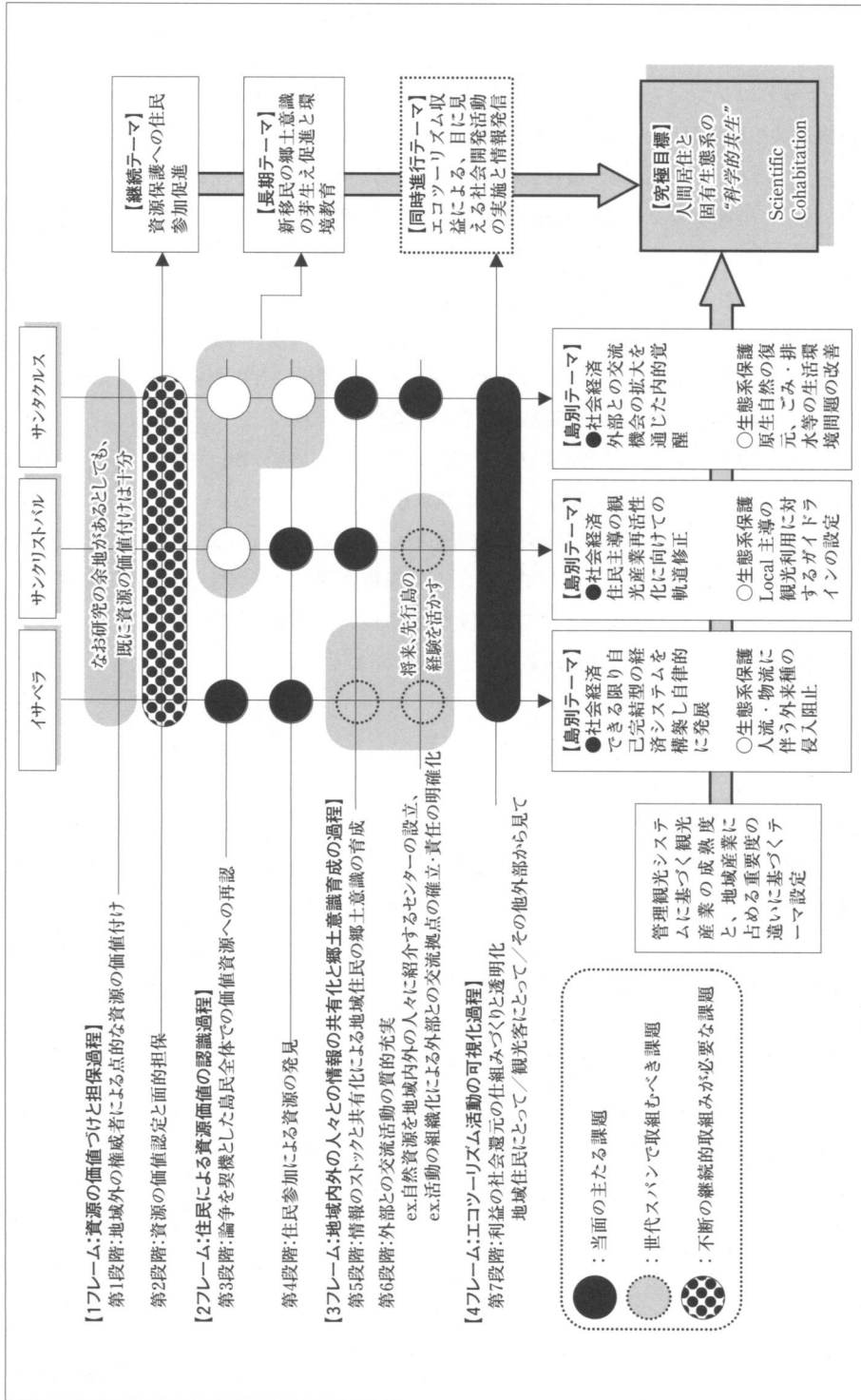


図3 JANPECCエコツーリズムプロジェクトにおける提案の全体フレーム

筆者自身の関心は以下の通りであり、今後の現地調査の機会には、ぜひとも取り組みたい。

①ガラパゴスではどのような社会集団が形成されているのか、その形成要因は何か(出身地域や血縁関係か、現在の職業か、等)、どのような形成プロセスを経たのか⇒島ごとだけでなく、さらに細かな社会構造を把握する必要があるのではないか？

②移民の出身地域の文化的伝統・慣習は、現在のガラパゴスにおける生活にどの程度残されているのか、また、生態系保全にどのような影響を与えているのかいないのか⇒本当に頼るべき文化・伝統はないのか？

③制度的には厳しい立ち入り規制・土地利用規制があるが、実際の生活体験として、住民は(観光客が接するような)ガラパゴス固有の生態系にどの程度／どのように接しているのか⇒本当に住民には生態系に関する知識がないのか？

④住民の将来の希望、将来の生活の見通しはどのようなものか、子供への期待は何か⇒本当に住民はガラパゴスの将来に対して無責任なのか？

人間と社会に焦点を当てたこれらの調査を行い、事実を明らかにしていくことによって、ともすれば知識伝授・啓発に終始しがちな環境教育とは、異なるアプローチの必要性と可能性が見えてくるであろうし、実効性ある計画の立案、現実的なプロジェクトの組み立てに大いに資するところがあるのではないかと考える。

謝 辞

本稿は、JANPECCエコツーリズムプロジェクトチームによるガラパゴス3ヵ年調査で得られた成果を基に、遺産管理の担い手としての地域住民の位置付けという観点から筆者なりの考察を加えたものである。ガラパゴス諸島は世界「自然」遺産登録サイトであり、「文化遺産管理とツーリズムに関する研究」という全体テーマとの関連付けは容易ではないが、「誰の遺産なのか」「誰が管理人なのか」という問いかけが成立するという点は共通ではなかろうかと、辛うじて組み立てたものである。

したがって、考察の深度が浅いことは否めないが、新たに気付くことも多く、貴重な執筆の機会を与えていただいた九州大学西山先生、著書と会話より多くのことを学ばせていただいた長崎大学伊藤先生、京都嵯峨芸術大学真板先生をはじめとするJANPECCエコツーリズムプロジェクト関係者に心より感謝を申し上げ、本稿を閉じたい。

注

1) 世界自然遺産の登録基準

(i) 生命進化の記録、地形形成において進行しつつある重要な地質学的過程、あるいは重要な地

形学的、あるいは自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な例であること。

- (ii) 陸上、淡水域、沿岸・海洋生態系、動・植物群集の進化や発展において、進行しつつある重要な生態学的・生物学的過程を代表する顕著な例であること。
- (iii) ひとさわ優れた自然美および美的要素をもった自然現象、あるいは地域を含むこと。
- (iv) 学術上、あるいは保全上の観点から見て、顕著で普遍的な価値をもつ、絶滅のおそれのある種を含む、野生状態における生物の多様性の保全にとって、最も重要な自然の生息・生育地を含むこと。

- 2) JANCPECCエコツーリズムプロジェクトは、ガラパゴスにおける観光、自然保護等の制度、仕組み、実態等を対象とした社会調査と、近年ガラパゴス諸島内の海域にて発生が伝えられる赤潮の原因解明等を目的とした海洋調査により構成される。本稿では、社会調査の成果のみを取り扱った。

社会調査の調査内容は、①ダーウィン研等の現地諸機関の保有する文献資料等の収集、②自然保護、観光産業、行政機関、漁業関係者等、現地の主要セクターに対するインタビュー調査、③ガラパゴス諸島を訪れる観光客に対するアンケート調査、④諸島内インフラ施設、観光サイト等の視察である。現地調査は、1999年8月、2000年8月および2001年9月の3回、サンタクルス、サン・クリストバル、イサベラの主要3島すべてにおいて実施した。

- 3) 乾燥ナマコの最終需要先として、現地では日本であるとの認識が広まっているが、食習慣から考えてこれは誤りであり、話題に上る都度、訂正している。
- 4) 供給処理インフラの状況（1999～2000年時点）。

ごみ処理については、サンタクルス島、サンクリストバル島で実際に見聞したが、処分場において野焼きして覆土するという極めて単純かつ非衛生的な方法である。

上水供給については、サンクリストバル島では貯水池からの淡水供給が可能だが、供給可能量を人口が上回り、エクアドル本土から移入したポリ容器入り飲料水が普通に使われている。サンタクルス島では淡水供給が行われておらず、飲料水は移入に依存している。

排水処理については、サンクリストバル島では2000人規模の収集管網が整備されているが、やはり受入可能量を人口が上回り、超過分は非常に簡単な浄化槽（実質的には地下浸透）で対応している。収集管網で収集された下水も、未処理のまま放流されている。サンタクルス島では浄化槽非常に簡単な浄化槽（実質的には地下浸透）のみである。

- 5) 観光客が経験する典型的なガラパゴス観光ツアーの仕組みを大まかに解説すると、以下のとおりである。

①観光客は、居住国またはエクアドル本土で、あらかじめツアーを購入し、エクアドル本土から飛行機によってガラパゴス諸島を訪れる。

②到着した空港において、動植物、食品類の検査を受ける（持ち込んでいた場合は没収）。また、公園入園料100ドル（米ドル）を支払い、その証にチケットを受け取る（これを紛失すると、100ドルを支払っていないとみなされる）。

③入島後、乗合バス（無料）に乗って、乗船予定の観光船に向かう。ガラパゴス観光は、基本的に、指定された上陸可能ポイントを観光船で次々と回る周遊タイプなので、観光船内ですべての飲食・寝泊りを行う。観光船はすべて公園管理局からライセンスを受けている（約80隻）。

④ツアーの日程は、すべて公園管理局の許可を受けて組まれており、3泊4日、4泊5日、この2つをつなげた7泊8日の3通りが基本となっている（事前に公園管理局の許可を受ければ、チャーターも可能である）。なお最近では日帰りツアーも増えている。

⑤観光船の営業には、観光客16人につき1人のナチュラルリスト・ガイドが必要。ナチュラルリス

- ト・ガイドは、公園管理局からライセンスを受ける（現役は300人程度、ほとんどが外国人）。
- ⑥観光客は、このナチュラリスト・ガイドから、生態系、地理学的特徴等について解説を受けながら、ガラパゴスの生態系を楽しむ（ナチュラリスト・ガイドは、観光客がルールに違反しないよう監視する役目、上陸地点の生態系の変化等の情報収集の役目も担っている）。
- ⑦観光ルールは、公園管理局が定めたもので、観光客は、観光業者から必ず説明を受けることになっている（これもナチュラリスト・ガイドの仕事）。
- ⑧上陸可能ポイントでは、立ち入り可能範囲が白線や木杭で示されており、観光客は動植物に触れることはもちろん、砂1粒でも持ち出すことが禁止されている。
- ⑨ガラパゴスに着いて船に乗る前、もしくは観光を終えて船を下りてから、短時間、町の土産物店やダーウィン研内のビジター・センターを訪れる機会がある。
- 6) 観光船によるツアーの一環として、ある「無人島に上陸」した際、休憩時間にその島で「サッカーを楽しんでいる観光客ではない男性の一人」がいることに気がついた。あとでガイドに聞いてみると、それは観光船の乗組員で、週に一度立ち寄るその島でしか上陸する機会がないのだ、という説明であった。
- 7) ガラパゴス特別法の条文は、JANCOPECCエコツーリズムプロジェクトにおいて入手したエクアドル官報（スペイン語）を英訳し、さらに仮和訳したものである。
- 8) 太平洋経済協力会議2002では、このような状況を管理型観光の「両刃の剣」効果と呼び、その構造について詳しく分析を行っている。

文 献

Charles Darwin Foundation

- 1998 New Law for a Special Regime for the Conservation and Sustainable Development of the Province of Galapagos otherwise known as “The Special Law for Galapagos” — Comments on Its Strengths and Weaknesses from the Point of View of the conservation of Biodiversity.

橋本俊哉

- 2003 「自然観光の現状と課題」前田勇編著『21世紀の観光学——展望と課題』pp.23-40。

伊藤秀三

- 2002 『角川選書340 ガラパゴス諸島——世界遺産 エコツーリズム エルニーニョ』角川書店。

環境事業団地球環境基金

- 2000 『平成12年度地球環境基金活動報告書集』。

真板昭夫・海津ゆりえ

- 2000 「フィジー諸島におけるエコツーリズム開発とその実験的試み」石森秀三・真板昭夫編『エコツーリズムの総合的研究』（国立民族博物館調査報告23），pp.139-161，大阪：国立民族学博物館。

太平洋経済協力会議（PECC）日本委員会エコツーリズムプロジェクト

- 1999 『フィジーにおけるエコツーリズム開発と開発効果——Abaca村の開発を事例として』大太平洋経済協力会議日本委員会。
- 2002 『ガラパゴス諸島における固有生態系と人間居住の『科学的共生』に向けての挑戦』大太平洋経済協力会議日本委員会。

UNESCO

1978, 1994, 1995, 1996, 1997, 1998, 2001 世界遺産委員会報告書（第2回, 第18回, 第19回, 第20回, 第21回, 第22回, 第25回）。

WWF/Fundacion Natura

1999 Informe Galapagos1998-1999.

2000 Informe Galapagos1999-2000.

